

山中湖村  
富士山火山避難計画

平成28年3月

山中湖村

## 目 次

第1章 総 則 .....	1 ~ 3
〔策定経緯、位置付け、避難の基本方針、基本的な考え方、前提〕	
第2章 火山現象別の避難	
噴火警戒レベル・火山現象別の避難行動整理表 .....	4
1. 火口形成・火砕流・大きな噴石 .....	5
2. 融雪型火砕泥流 .....	6 ~ 7
3. 溶岩流 .....	8 ~ 11
4. 火山灰 .....	12 ~ 22
5. 降灰後土石流 .....	23 ~ 24
第3章 避難に関する行動基準(表) .....	25・26
第4章 今後の検討事項 .....	27

# 第1章 総則

## 1. 山中湖村富士山火山避難計画の策定経緯

富士山火山防災対策は、2000年から2001年の多発した低周波地震をきっかけに、これまで火山防災マップの配布、地域防災計画富士山火山編の策定のほか、山梨県側の富士山周辺市町村で構成した「富士山火山防災協議会」で防災訓練、要望活動などの取り組みを実施してきた。

また平成24年6月に国、三県（山梨・静岡・神奈川県）、周辺市町村ほか58機関で設立された「富士山火山防災対策協議会」（以下「協議会」という。）において、富士山で噴火が発生した場合、広範囲に影響が及ぶことも想定されるため、迅速な避難を実施するため「富士山火山広域避難計画」（以下「広域計画」という。）を平成27年3月に策定した。

しかし「富士山火山広域避難計画」は、県及び市町村の火山防災対策の要となる避難に関する事項を示されているが、具体的で実践的な計画の内容にまで言及されていない。このため山中湖村富士山火山避難計画（以下「本計画」と言う。）を定めるものである。

## 2. 山中湖村富士山火山避難計画の位置付け

本計画は、広域計画に定められた事項に基づき具体的な検討を行ったもので、山中湖村地域防災計画富士山火山編の避難に関する事項を補足するものである。

## 3. 避難に関する基本方針

本計画は、火口が特定できず大規模な噴火が発生すると見込まれる場合、または発生した場合の富士北麓地域から遠方に避難する「広域避難」と中小規模な噴火や火山活動が静穏化しつつある場合の近隣自治体及び村内に避難する「地域内避難」について定める。

## 4. 避難の基本的な考え方

### (1) 避難時期と避難先の考え方

避難時期と避難先については、火山現象の発生から避難までの時間的猶予の有無や生命への危険性の大きさを考慮して、広域計画と同様に下表のとおり整理する。

避難時期と避難先の考え方

	時間的猶予なし 【各現象発生前に避難】	時間的猶予あり 【各現象発生後に避難】
生命への危険性が大きい 【避難対象エリア外へ避難】	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">火口形成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">火砕流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">大きな噴石</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">溶岩流 (溶岩流到達3時間以内)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">融雪型火山泥流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">降灰後土石流</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">溶岩流 (溶岩流到達3時間超)</div>
生命への危険性が相対的に小さい 【避難対象エリア内で避難】	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">降灰</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">小さな噴石</div>

※小さな噴石は、時間的猶予ありとしているが、近隣に退避する建物がない場合は時間的猶予なしとなる。

富士山では、様々な火山現象が想定されるが、その多くは時間的猶予がなく、また、生命への危険性が大きいため、可能な限り噴火前の段階で避難対象エリア外への避難とする。

ただし、溶岩流については、想定火口範囲から離れた地域では時間的猶予があることから、現象発生後の避難とする。また、降灰及び小さな噴石については、時間的猶予があり、かつ生命への危険性も相対的に小さいことから、現象発生後に避難対象エリア内の安全な場所への避難とする。避難対象者はまず村内の平野地区に避難し、受入れ可能人数を超えた場合には村外への避難を検討するものとする。村は事前に村内宿泊団体等と受入等の協定を結び、避難所の確保に努めるものとする。

## **(2) 村内避難**

噴火警戒レベルの上昇に伴い、避難対象エリアから平野地区に村内避難をする場合、自治会単位で避難するものとし、村から指定された避難施設に避難するものとする。

火山活動が急激に活発化し噴火警戒レベル5が発令された場合、融雪型火山泥流到達予想エリア及び2次エリア内（噴石や火砕流の到達範囲、溶岩流が3時間程度で到達が予想される範囲）については、一時避難地として交流プラザきららに至急避難し、そこから平野地区の指定された避難施設へ移動するものとする。その他3次エリア及び4次エリアについても、村から指定された避難施設への避難準備や避難を実施するものとする。

## **(3) 広域避難先**

噴火後の状況により、溶岩流の流下や多量の降灰（30cm以上）が予想されるなど富士北麓地域を越えての山梨県内の広域避難が必要になる場合、山中湖村は甲州市へ避難するものとする。

## **(4) 広域避難先の受入手順**

甲州市へ広域避難実施をする際には、村は山梨県に報告し、甲州市と協議確認の上避難所を決定し、避難を実施する。

広域計画では、原則として避難者は甲州市の一時集結地（甲州市役所）に集合した後に、甲州市から受入避難所の指示を受けた後、各自で避難を行うとなっているが、山中湖村と甲州市との協議が済み、避難所が開設できる状況であればこの限りではない。

## **(5) 他県への広域避難**

避難所収容可能施設の不足や火山活動の拡大化、避難路の通行不可など山梨県内での避難が完了せず、静岡、神奈川県に避難が必要となった場合は、山梨県に対し避難受入の要請をする。さらに各県の受入が困難で、別の都道府県に避難が必要となった場合は、国や全国知事会への受入れを要請する。

## **(6) 事前避難**

富士山噴火レベル3以上が発令され事前に広域避難所の設置が必要となった場合、甲州市と協議し対応するものとする。

### (7) 山中湖村富士山火山避難計画の前提

本計画の基本方針として、対象とする火山現象の規模、影響想定範囲、避難対象の範囲・区分、避難時期・避難先、避難開始基準、避難解除基準、火山現象別の避難の考え方、段階別の避難の流れを広域計画の「第2編広域避難計画」によるものとする。

## 5. 対策本部

山中湖村役場庁舎に設置する。ただし、本庁舎が第3次エリア及び融雪型火山泥流到達エリアに立地しているため、噴火状況に応じ次の施設に設置を検討するものとする。

### 【災害対策本部代替設置場所】

施設名	所在地	電話番号
山中湖交流プラザ「きらら」	山中湖村平野 479-2	0555-20-311
山中湖村コミュニティセンター	山中湖村平野 283	0555-65-7750
平野保育所	山中湖村平野 1997-1	0555-65-8542

## 第2章 火山現象別の避難

### 噴火警戒レベル・火山現象別の避難行動整理表

#### ○噴火前(警戒レベルの上昇)と噴火開始直後の避難

区分	火砕流、大きな噴石		溶岩流				融雪型火山泥流	降灰	小さな噴石	降灰後土石流
	火口形成 第1次避難 対象エリア	第2次避難 対象エリア	第3次避難 対象エリア	第4次A避難 対象エリア	第4次B避難 対象エリア	避難準備・避難 【全方位】	避難準備・避難 【全方位】	避難対象 エリア	影響想定範囲	避難対象エリア
噴火前	一般住民 避難行動 要支援者 観光客・ 登山者	—	—	—	—	避難準備・避難 【全方位】	避難準備・避難 【全方位】	—	—	—
	一般住民 避難行動 要支援者 観光客・ 登山者	避難準備・避難 【全方位】	—	—	—	避難準備・避難 【全方位】	避難準備・避難 【全方位】	【降灰前に避難を要する場 合】避難準備	—	—
	一般住民 避難行動 要支援者 観光客・ 登山者	避難【全方位】	避難準備・避難 【全方位】	避難 【全方位】	—	避難準備・避難 【全方位】	避難準備・避難 【全方位】	避難	—	—
噴火開始直後	一般住民 避難行動 要支援者 観光客・ 登山者	避難【全方位】	避難準備・避難 【全方位】	避難準備・避難 【必要ないライン】	—	避難準備・避難 【必要ないライン】	避難準備・避難 【必要ないライン】	避難準備 屋内退避準備	—	—
	一般住民 避難行動 要支援者 観光客・ 登山者	避難【全方位】	避難【全方位】	避難 【必要ないライン】	—	避難準備・避難 【必要ないライン】	避難 【必要ない範囲】	【降灰可能性マップの範囲】 避難準備 屋内退避準備	屋内退避準備	—

#### ○噴火前開始後の現象発生別の避難

区分	溶岩流				融雪型火山泥流	降灰	小さな噴石	降灰後土石流	
	第1次避難 対象エリア	第2次避難 対象エリア	第3次避難 対象エリア	第4次A避難 対象エリア	第4次B避難 対象エリア	避難対象 エリア	影響想定範囲	避難対象エリア	
現象の発生	溶岩流下の場合				*A 避難準備・避難 【対象ライン】	*A 避難準備・避難 【対象ライン】	*A 避難準備・避難 【対象ライン】	*B 避難【対象ライン】	*B 避難【対象ライン】
	避難【対象ライン】	避難【対象ライン】	避難【対象ライン】	避難【対象ライン】					
噴火開始後	一般住民 避難行動 要支援者 観光客・ 登山者	避難【対象ライン】	避難【対象ライン】	避難【対象ライン】	避難準備・避難 【対象ライン】	火山灰の降下の場合	小さな噴石の 降下の場合	土石流の危険 がある場合	
	一般住民 避難行動 要支援者 観光客・ 登山者	避難【対象ライン】	避難【対象ライン】	避難【対象ライン】	避難【対象ライン】 入山規制【対象ライン】	降灰シミュレーション (気象庁作成)の範囲等を 参考に設定 避難 屋内退避	屋内退避	避難準備 避難 (降雨により)	

\*A: 4次Aに溶岩流下の可能性

\*B: 4次Bに溶岩流下の可能性

※富士山火山防災広域避難計画(「広域避難の流れ」第2編第2章表6 12、13頁)よりまとめ

# 1. 火口形成・火砕流・大きな噴石

## 火口形成

噴火前の段階では、想定火口範囲内のどこに火口ができるか特定できないために、噴火前の避難対象エリア外の避難とする。

## 大きな噴石

噴火と同時に飛散することがあるので、噴火前の避難対象エリア外の避難とする。

## 火砕流

火砕流とは、高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって山体を流下する現象であって、速度が時速数十kmから百数十kmと高速であるので、噴火前の避難対象エリア外の避難とする。

## 噴火開始前・噴火直後の避難計画

区分		火口形成		火砕流、大きな噴石	
		第1次避難対象エリア		第2次避難対象エリア	
噴火前	噴火警戒レベル3	一般住民	避難準備・避難 全方位 【該当者なし】	自主避難 全方位	
		要支援者	避難 全方位 【該当者なし】	避難準備・避難 全方位	
		観光客	入山規制 全方位	観光自粛要請 全方位	
	噴火警戒レベル4	一般住民	避難 全方位 【該当者なし】	避難準備・避難 全方位	
		要支援者	避難 全方位 【該当者なし】	避難 全方位	
		観光客	避難 全方位	避難準備・避難 全方位	
	噴火警戒レベル5	一般住民	避難 全方位 【該当者なし】	避難 全方位	
		要支援者	避難 全方位 【該当者なし】	避難 全方位	
		観光客	避難 全方位	避難 全方位	
噴火直後	一般住民	避難 全方位 【該当者なし】	避難 全方位		
	要支援者	避難 全方位 【該当者なし】	避難 全方位		
	観光客	避難 全方位	避難 全方位		

※ いずれも第3次避難エリア以降には影響しないとされている。

## 2. 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流とは、山腹に積もった雪が火砕流等の熱で溶け、一気に溶けた水が斜面の砂を取り込んで、高速で流下する現象である。流下速度が時速60km超になることから、溶岩流のような段階的な避難対策はとらずに噴火前及び噴火開始直後の避難とする。

避難対象エリアは、融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲で、融雪型火山泥流からの避難先は原則、避難対象エリア外の高所、高台や堅牢な建物とする。

※ 融雪型火山泥流による山中湖村の影響想定人口 約4,000人

### 噴火開始前・噴火直後の避難計画（山体の積雪平均50cmを想定）

区分		避難対象エリア内にいる人 (融雪型火山泥流の流下、堆積 が予想される範囲)	避難先
噴火前	噴火警戒 レベル3	一般住民	自主避難
		要支援者	避難準備
		観光客	観光自粛
	噴火警戒 レベル4	一般住民	避難準備
		要支援者	避難
		観光客	避難準備・避難要請
	噴火警戒 レベル5	一般住民	避難
		要支援者	避難
		観光客	避難
噴火直後		一般住民	避難
		要支援者	避難
		観光客	避難

融雪型火山泥流は、短時間で到達する可能性を踏まえ、避難先は、原則、避難対象エリア外の高所、高台や堅牢な建物としていることから、村外への広域的な避難は行なわない。

具体的な避難場所  
交流プラザ「きらら」を一時避難地とし、そこから平野地区の指定された避難施設へ移動。



融雪型火山泥流からの避難(自治会別)

人員:平成27年4月1日現在

	自治会	人員	避難場所
第2次避難対象エリア	一の橋組	233	融雪型火山泥流は、短時間で到達する可能性を踏まえ、避難先は、原則、避難対象エリア外の高所、高台や堅牢な建物としていることから、村外への広域的な避難は行なわない。  具体的な避難場所 交流プラザ「きらら」を一時避難地とし、そこから平野地区の指定された避難施設へ移動。
	二の橋2組	303	
	富士急別荘地		
第3次対象エリア	二の橋1組	198	
	山中2組	95	
	山中3組	101	
	山中4組	136	
	山中5組	198	
第4次対象エリア	山中1組	342	
	山中西組	201	
	丸尾1組	198	
	丸尾2組	319	
	長池6組	48	
	長池7組	47	
	諏訪組	180	
組未加入	山中地区	701	
	長池地区	312	

※被害が想定される到達時間に猶予がない場合、上記の場所以外でも、堅牢な建物の階上に避難する。

### 3. 溶岩流

溶岩流は、火口から噴出した溶岩が重力によって地表を流化する現象で、溶岩の物性や噴出率等によって、流れる速度や厚さは大きく変化する。

溶岩流の速度は比較的遅く、段階的な避難が可能なることから、噴火開始後3時間以内に溶岩流が到達する可能性のある範囲については、噴火前の避難とするが、噴火開始後3時間を超えて到達する可能性のある範囲については、溶岩流の流化状況に応じた避難とする。

なお、溶岩流はより低い場所に向かうため、流域界（尾根）を越えて流れることは稀と考えられることから、富士山の山頂から延びる尾根のうち比較的大きな17の尾根により、溶岩流の流化が想定される範囲を放射線状に区分する。これを「ライン」と称し、山頂の東側から時計回りにライン1からライン17とする（次ページ）。山中湖村にかかるラインはライン16及びライン17となる。

噴火前は、火口の位置が特定できないとされていることから、全てのラインが避難対象となる「全方位避難」とする。

噴火開始直後は、火口の詳細な位置をすぐに特定できない場合があるため、溶岩流が3時間以内に到達する可能性のある範囲（第2次避難対象エリア）において、「必要なラインの避難」とする。

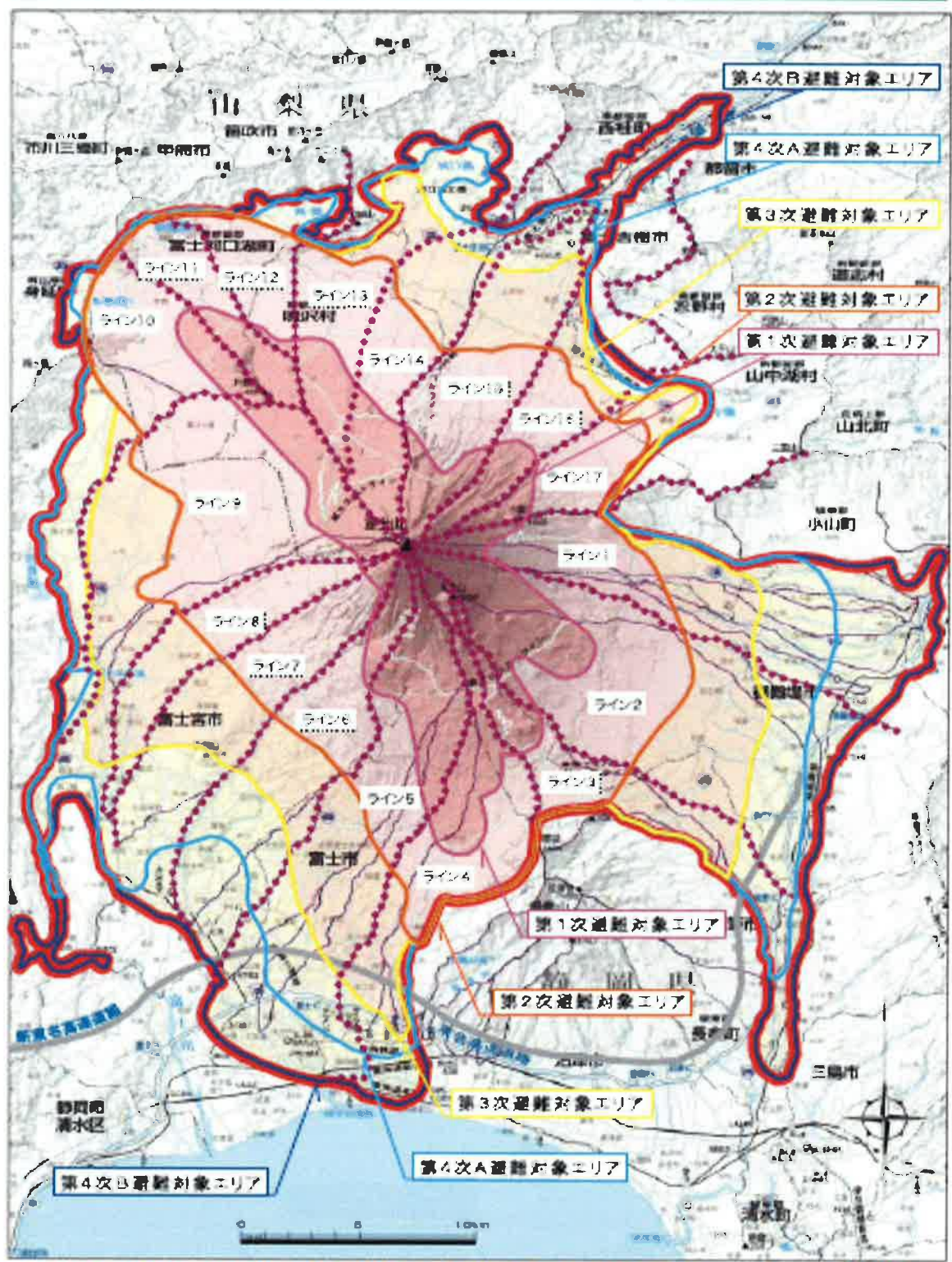
噴火開始後、火口の位置が特定され、溶岩流の流化する範囲が明らかになった時点で、溶岩流が流化するラインのみが避難対象となる「ライン避難」とし、この際、すでに避難を行っている他のラインについては避難解除を検討する。

なお、基本的には単独のラインを対象とするが、流域界（尾根）をまたいで割れ目噴火が発生した場合等は、複数のラインに溶岩流が流化することがあるため、複数ラインを対象とした避難についても検討する。

#### 噴火警戒レベルによる避難行動

火山活動の状況(噴火警戒レベル及び噴火警報等)	避難対象地域	住民に対して		一時滞在者に対して(入山者、観光客等)
		一般住民	避難行動要支援者	
レベル3 入山規制	第2次 避難ゾーン	自主避難	避難準備情報	観光自粛
レベル4 避難準備	第2次 避難ゾーン	避難準備	避難	帰宅要請
	第3次 避難ゾーン	自主避難	避難準備情報	帰宅要請
レベル5 避難	第2次 避難ゾーン	避難	避難	帰宅要請 及び 避難
	第3次 避難ゾーン	避難準備	避難	
	第4次 避難ゾーン	自主避難	避難準備情報	
レベル5 拡大 避難	第2次 避難ゾーン	避難	避難	
	第3次 避難ゾーン	避難	避難	
	第4次 避難ゾーン	避難準備	避難	

# 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア



※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図及び数値地図50mメッシュ(標高)を使用した。(承認番号 平25情地、第717号)





## 平野地区避難場所一覧表

避難場所所在地	収容人員	住 所	電 話 番 号	管理者責任者
山中湖村コミュニティーセンター	200人	山中湖村 平野 283	0 5 5 5 (6 5) 7 7 5 0	教 育 長
石 割 の 湯	80人	山中湖村 平野 1450	0 5 5 5 (2 0) 3 3 5 5	村 長
平 野 保 育 所	270人	山中湖村 平野 1997-1	0 5 5 5 (6 5) 8 5 4 2	村 長
旭 日 丘 公 民 館	100人	山中湖村 平野 506-624	0 5 5 5 (6 2) 1 1 1 8	教 育 長
東 小 学 校	740人	山中湖村 平野 2435-1	0 5 5 5 (6 5) 8 1 5 2	校 長

※収容人数は1人あたり3.5㎡で算出

※今後、平野民宿組合等と協定を進め旅館施設などを避難所として確保する。

## 4. 火山灰

降灰とは、噴火によって火口から空中に噴出された火山灰（直径2mm以下）が地表に降下する現象で、風の影響を受けて極めて広範囲に飛散する。なお、30cm以上降灰が堆積すると、降雨時に木造家屋が倒壊する可能性があるとされている。

降灰により生命にすぐ危険が及ぶことはないため、事前避難の必要性は低い。時間当たりの堆積量や継続時間の予測は困難であるので、噴火開始直後に避難準備又は屋内退避準備とし、降灰が確認された地域では速やかに堅牢な建物への避難又は自宅等への屋内退避とする。

避難先は、降灰に耐える検討な建物とし、具体的な建物の選定にあたっては、堅牢な建物に関する検討結果等を参考にする。堅牢な建物への避難後、大量降灰によって孤立もしくは通常生活が困難となるおそれがある場合は、甲州市へ広域的な避難を行う。

大量の降灰により避難経路が閉ざされ孤立する可能性がある地域については、降灰前に甲州市へ広域的な避難を行う。

### 降灰による避難計画

噴火直後及び噴火後	
30cm未満の降灰深	30cm以上の降灰深
避難場所(村内)	甲州市へ広域避難
自宅や最寄の建物への屋内避難。 平野地区に避難する場合は、交流プラザ「きらら」を一時避難地とし、そこから平野地区の指定された避難施設へ移動。	一時集結地(甲州市役所)に集合した後、受入避難場所へ移動



火山灰からの避難（自治会別）

エリア	自治会	人員	噴火直後及び噴火後						
			30cm未満の降灰深	30cm以上の降灰深					
			避難場所（村内）	避難場所（村外）	甲州市避難場所（3.5㎡）				
第2次避難対象エリア	一の橋組	233	自宅や最寄の建物への屋内避難。 平野地区に避難する場合は交流プラザ「きらら」を一時避難地とし、そこから平野地区の指定された避難施設へ移動。	一時集結地（甲州市役所）に集合した後受入避難場所へ移動	塩山中学校体育館 603				
	二の橋2組	303			東雲小学校体育館 205				
	富士急行別荘地								
第3次避難対象エリア	二の橋1組	198			自宅や最寄の建物への屋内避難。 平野地区に避難する場合は交流プラザ「きらら」を一時避難地とし、そこから平野地区の指定された避難施設へ移動。	一時集結地（甲州市役所）に集合した後受入避難場所へ移動	塩山高等学校体育館 732		
	山中2組	95							
	山中3組	101							
	山中4組	136							
	山中5組	198							
第4次避難対象エリア	山中1組	342					自宅や最寄の建物への屋内避難。 平野地区に避難する場合は交流プラザ「きらら」を一時避難地とし、そこから平野地区の指定された避難施設へ移動。	一時集結地（甲州市役所）に集合した後受入避難場所へ移動	勝沼体育館 361
	山中西組	201							井尻小学校体育館 202
	丸尾1組	198							奥野田小学校体育館 202
	丸尾2組	319							塩山南小学校体育館 366
	長池6組	48							大藤小学校体育館 185
	長池7組	47							玉宮小学校体育館 183
	諏訪組	180							
			大藤小学校体育館 185						
その他	長池8組	22	自宅や最寄の建物への屋内避難。 平野地区に避難する場合は交流プラザ「きらら」を一時避難地とし、そこから平野地区の指定された避難施設へ移動。	一時集結地（甲州市役所）に集合した後受入避難場所へ移動					
	長池細割組	23							
	平野9組	159							
	平野10組	120							
	平野11組	188							
	平野12組	165							
	平野13組	163							
	旭日丘14組	46							
	旭日丘15組	32							
	旭日丘16組	75							
	旭日丘17組	47							
	旭日丘18組	26							
	旭日丘19組	49							
	旭日丘20組	29							
	沖新畑組	166				松里中学校体育館 389			
山中地区組未加入	701		塩山北小学校体育館 214						
平野地区組未加入	599		塩山北中学校体育館164、松里小学校体育館169、塩山東公民館113、塩山西公民館112、塩山北公民館157						
長池地区組未加入	312		玉宮公民館60、大藤公民館106、松里公民館144、奥野田公民館106、井尻公民館116、塩山南児童センター109						
旭日丘組未加入	323		塩山北児童センター96、松里保育所188、大藤保育所109						
帰宅困難者			奥野田保育所164、神金小学校体育館183						
合計		5,844			東雲小学校体育館 205				
					7,474				

## 火山灰からの避難（避難行動要支援者；自治会別）

エリア	自治会	人員	噴火直後及び噴火後		
			30 c m未満の降灰深	30 c m以上の降灰深	
			避難場所（村内）	避難場所（村外）	甲州市避難場所
第2次避難対象エリア	一の橋組 二の橋2組 富士急行別荘地	55	自宅や最寄の建物への屋内避難。 平野地区に避難する場合は交流プラザ「きらら」を一時避難地とし、そこから平野地区の指定された避難施設へ移動。	バスで塩山健康福祉センターへ移動	塩山健康福祉センター 328
第3次避難対象エリア	二の橋1組 山中2組 山中3組 山中4組 山中5組	51			
第4次避難対象エリア	山中1組 山中西組 丸尾1組 丸尾2組 長池6組 長池7組 諏訪組	106			
その他	長池8組 長池細割組 平野9組 平野10組 平野11組 平野12組 平野13組 旭日丘14組 旭日丘15組 旭日丘16組 旭日丘17組 旭日丘18組 旭日丘19組 旭日丘20組 沖新畑組	88			
		300			313

※避難行動要支援者のうち、本票は在宅等の要支援者についてまとめたものである。  
社会福祉施設、医療機関の入所者・入院患者については別途定めるものとする。



## その他空き避難所(甲州市)

(内訳)

避難所名	避難者受入 可能人数	1人あたり の面積	周辺の駐車スペース		
			有無	駐車可能台数 (見込)	避難所からの距離
神金公民館	85	6	○	20	隣接
市交流保養センター(大菩薩の湯)	124	6	○	70	隣接
勝沼小学校 体育館	128	6	○	120	校庭
勝沼中学校 体育館	160	6	○	200	校庭
祝小学校 体育館	120	6	○	190	校庭
菱山小学校 体育館	119	6	○	100	校庭
旧大和小学校天目分校	33	6	○	6	隣接
景德院	10	6	○	10	隣接
田野集会所	8	6	○	10	隣接
水野田公会堂	8	6	○	10	隣接
大和中学校 体育館	187	6	○	310	校庭
大和小学校 体育館	88	6	○	110	校庭
やまとの杜アリーナ	163	6	○	10	隣接
塩山南児童センター	64	6	○	6	隣接
神金保育所	78	6	○	20	隣接
丸林集落センター	17	6	○	5	隣接
古部集落センター	17	6	○	2	隣接
鶴瀬集落センター	33	6	○	2	隣接
神金分団第8部詰所	12	6	○	4	隣接
塩山体育館	480	6	○	100	隣接
合計	1,933			1305	

# 山梨県内広域避難ルート図



噴火状況により、以下ルートを利用し、甲州市役所(一時集結地)へ避難する。

甲州市役所 住所:山梨県甲州市塩山上於曾 TEL0553-32-2111

## ◎山中湖村から甲州市への避難ルート

**ルート①(赤)**・・・国道413号線で道志方面へ、国道412号線を経由し相模湖IC～勝沼IC

**ルート②(青)**・・・忍野村～明見トンネルを通り、大月IC～勝沼IC

※原則ルート①で避難するものとする。

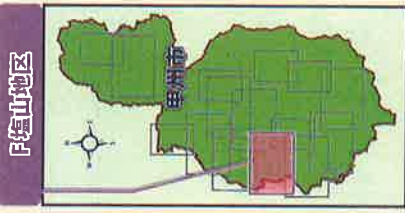
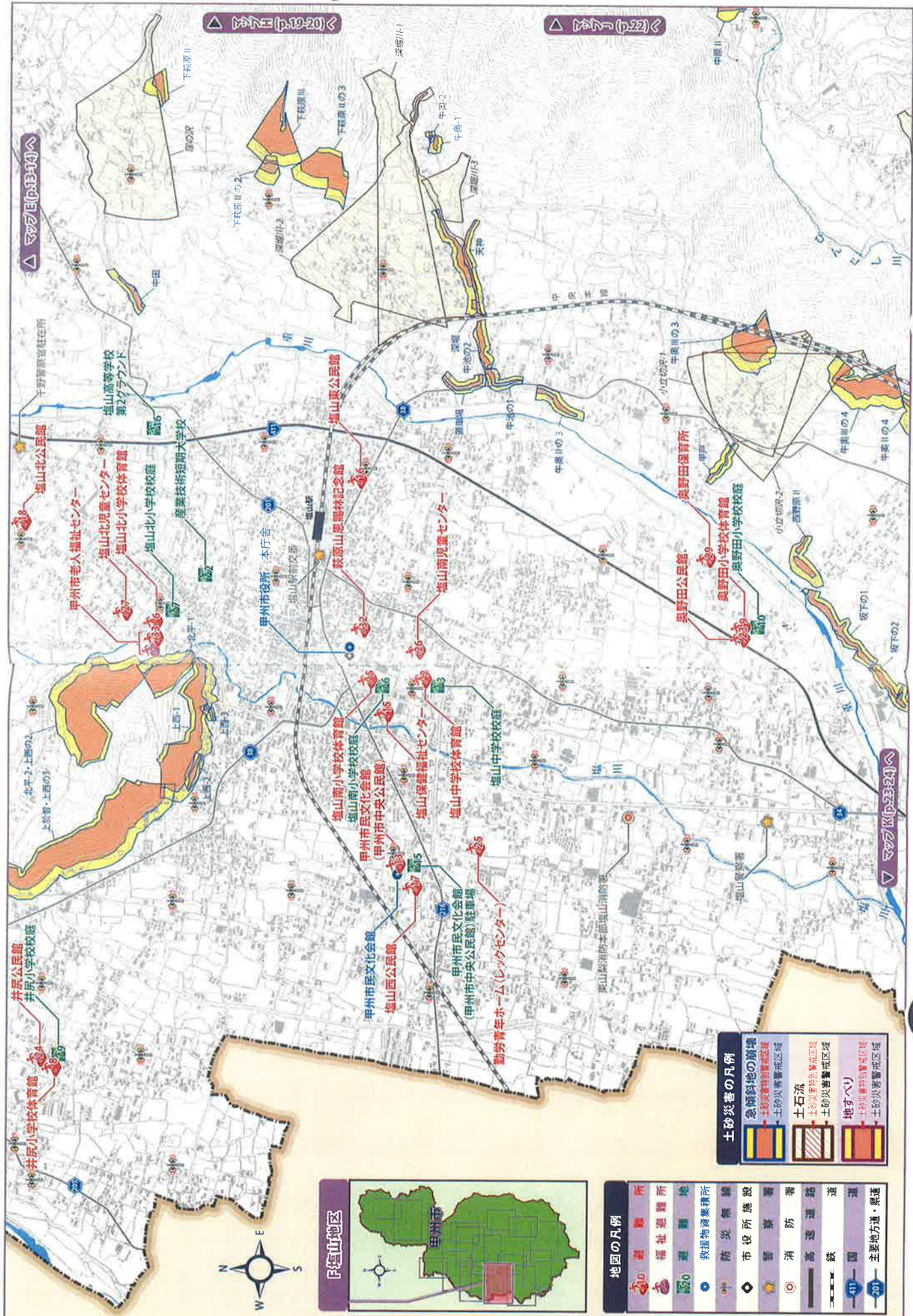
# 甲州市避難所一覧

(内訳)

避難所名	避難者受入 可能人数	1人あたり の面積	周辺の駐車スペース		
			有無	駐車可能台数 (見込)	避難所からの距離
塩山高等学校 体育館	427	6	○	720	校庭
塩山中学校 体育館	352	6	○	620	校庭
塩山北中学校 体育館	96	6	○	360	校庭
松里中学校 体育館	227	6	○	210	校庭
塩山南小学校 体育館	214	6	○	350	校庭
塩山北小学校 体育館	125	6	○	260	校庭
松里小学校 体育館	99	6	○	210	校庭
井尻小学校 体育館	118	6	○	180	校庭
奥野田小学校 体育館	118	6	○	210	校庭
大藤小学校 体育館	108	6	○	250	校庭
神金小学校 体育館	107	6	○	200	校庭
玉宮小学校 体育館	107	6	○	160	校庭
甲州市民文化会館	837	6	○	200	隣接
塩山保健福祉センター(福祉避難所)	278	6	○	40	隣接
塩山東公民館	66	6	○	4	隣接
塩山西公民館	65	6	○	200 甲州市民文化会館	隣接
塩山北公民館	92	6	○	10	隣接
玉宮公民館	35	6	○	10	隣接
大藤公民館	62	6	○	10	隣接
神金公民館	85	6	○	20	隣接
松里公民館	84	6	○	20	隣接
奥野田公民館	62	6	○	10	隣接
井尻公民館	68	6	○	25	隣接
勤労青少年ホーム	185	6	○	20	隣接
萩原山恩賜林記念館	98	6	○	20	隣接
市交流保養センター(大菩薩の湯)	124	6	○	70	隣接

勝沼小学校 体育館	128	6	○	120	校庭
勝沼中学校 体育館	160	6	○	200	校庭
祝小学校 体育館	120	6	○	190	校庭
東雲小学校 体育館	120	6	○	200	校庭
勝沼健康福祉センター(福祉避難所)	328	6	○	30	隣接
菱山小学校 体育館	119	6	○	100	校庭
勝沼体育館	361	6	○	50	隣接
旧大和小学校天目分校	33	6	○	6	隣接
景德院	10	6	○	10	隣接
田野集会所	8	6	○	10	隣接
水野田公会堂	8	6	○	10	隣接
大和中学校 体育館	187	6	○	310	校庭
大和小学校 体育館	88	6	○	110	校庭
やまとの杜アリーナ	163	6	○	10	隣接
塩山南児童センター	64	6	○	6	隣接
塩山北児童センター	56	6	○	4	隣接
松里保育所	110	6	○	6	隣接
奥野田保育所	96	6	○	210	300m (奥野田小学校校庭)
大藤保育所	64	6	○	250	200m (大藤小学校校庭)
神金保育所	78	6	○	20	隣接
丸林集落センター	17	6	○	5	隣接
古部集落センター	17	6	○	2	隣接
鶴瀬集落センター	33	6	○	2	隣接
神金分団第8部詰所	12	6	○	4	隣接
塩山体育館	480	6	○	100	隣接
合計	7,097			6154	





**地図の凡例**

	避難所
	福祉避難所
	避難所
	教習所・演習所
	防災無線
	市役所施設
	警察署
	消防署
	高速道路
	鉄道
	主要地方道・県道

**土砂災害の凡例**

	急傾斜地の崩壊
	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域
	土石流
	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域
	地すべり
	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域

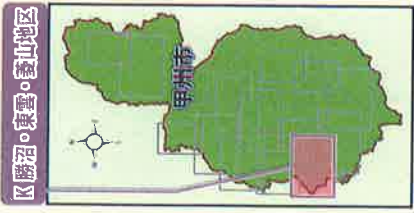






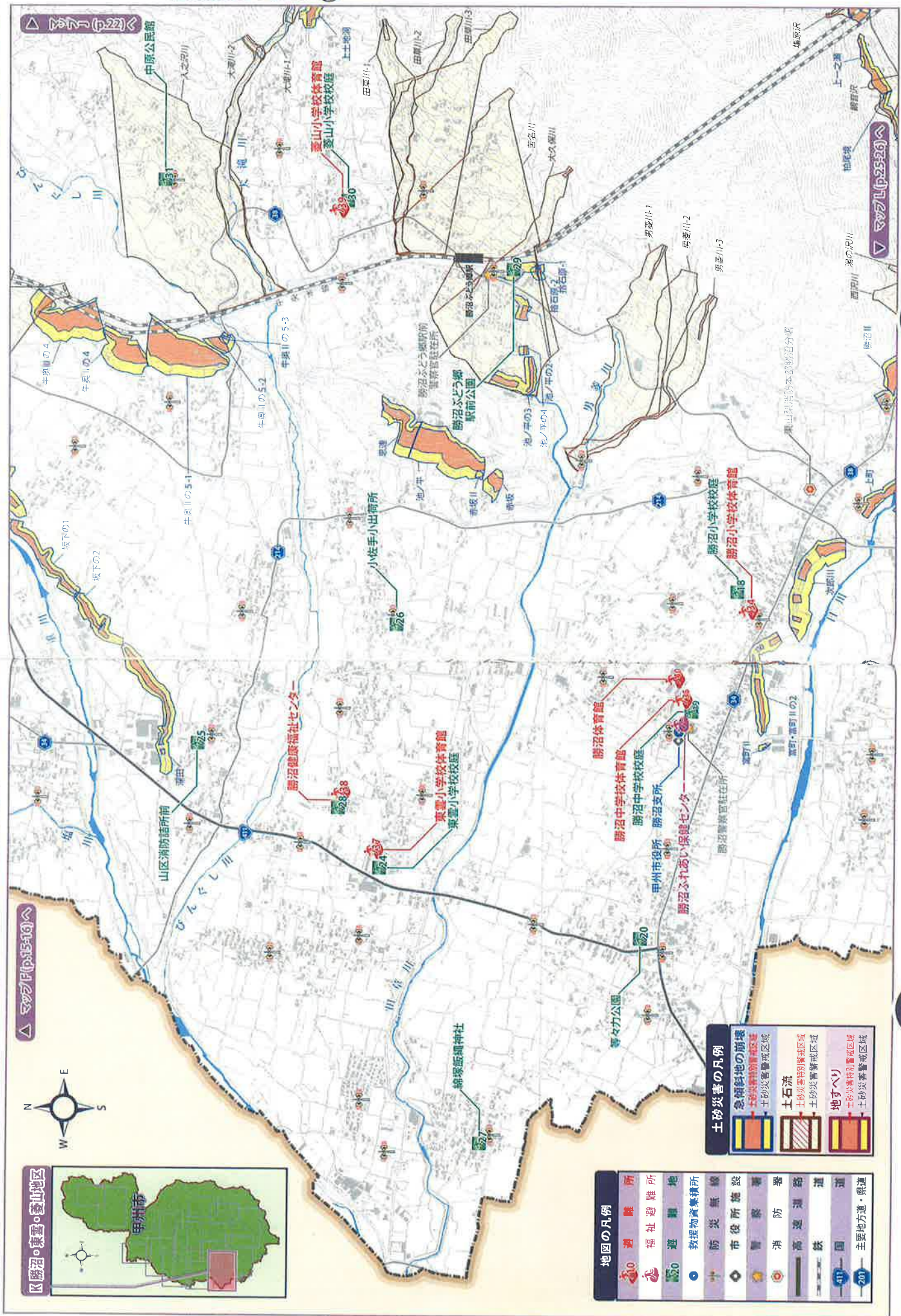






△ 勝沼・東雲・菱山地区

△ 勝沼 (p.22)



地図の凡例	
	避難所
	福祉避難所
	避難所
	救援物資集積所
	防災無線
	市役所施設
	警察署
	消防署
	高速道路
	鉄道
	国道
	主要地方道・県道

土砂災害の凡例	
	急傾斜地の崩壊 土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域
	地すべり 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域



## ◎降灰後土石流

土石流とは、斜面や溪流の土砂が水と一体となって、流下する現象である。降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起こる降灰後の土石流は、通常より弱い雨で発生し、降灰を含んだ土砂は通常の土石流よりも広い範囲に流出する恐れがある。

避難対象エリアは、土石流危険溪流の土石流危険区域、または、土砂災害警戒区域とするが、対象エリアの数が多く、広範囲に存在するため、対象避難者の数の把握は困難な状況である。

### 噴火開始後の避難計画

避難対象エリア内にいる者 (土石流危険溪流の土石流危険区域、または、土砂災害警戒区域)	避難開始基準	避難先
避 難	国土交通省による土砂災害緊急情報に基づき、避難を開始する。 降灰後土石流は、時間的猶予がないため、現象発生前の避難とする。	基本的に土石流災害に対して指定された避難場所へ避難する。 具体的な避難場所 避難対象エリア外の最寄の避難所等



## 避難に関する行動基準表(村)

噴火警戒レベル	本部及び職員体制等	情報伝達	広域避難(甲州市)
レベル1 (情報収集体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【情報収集体制・災害警戒本部設置】</li> <li>・事前配備体制の確認 住民名簿の確認</li> <li>・避難行動要支援者などに遠くの親戚への避難準備や避難の呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火山活動状況の収集</li> <li>・防災無線・エリアメール等による住民・観光客への情報提供</li> <li>・福祉施設・学校関係に情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲州市へ情報提供・調整</li> </ul>
レベル3 (入山規制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【災害対策本部設置】</li> <li>・避難場所設置のための職員配置</li> <li>・福祉避難所の設置</li> <li>・民間宿泊施設へ避難所対応依頼</li> <li>・必要により事前避難所の準備</li> <li>・必要により甲州市へ職員の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光協会、観光施設に情報連絡(観光客受け入れ規制のお願い)</li> <li>・2次避難ゾーンエリアに避難準備情報の伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要により甲州市への職員派遣</li> <li>・避難の可能性がある場合、甲州市へ一時集結地、避難所開設準備の要請</li> <li>・広域避難路の状況把握</li> <li>・輸送車両の要請</li> </ul>
レベル4 (避難準備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【災害対策本部】</li> <li>・避難所の設置</li> <li>・避難路の交通規制の要請</li> <li>・甲州市へ職員の配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各エリアごとの火山活動段階別の避難関係の情報伝達</li> <li>・緊急速報メールの配信</li> <li>・警察・消防と連携し、登山口などへの入山規制の立看板設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時集結地避難所を開設準備(職員派遣が間に合わない時は甲州市に開設要請)</li> <li>・輸送車両の確保</li> </ul>
レベル5 (避難)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【災害対策本部】</li> <li>・降灰がある場合は、避難路の除灰作業の要請</li> <li>・警察、消防、自衛隊応援体制確認及び要請</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の場合、広域避難指示により、避難所の開設・受入</li> <li>・避難所の運営協議及び運営</li> </ul>
噴火直後			
噴火後			
共通事項・解説等	<p>○協議会・国・県の体制</p> <p>・富士山火山防災対策協議会は、噴火警戒レベルの引き上げを発表した時は、速やかに会議を開催し、レベル4の発表後に政府の現地警戒(対策)本部が設置された場合、協議会の体制を「火山災害警戒(対策)合同会議」に移行される。</p> <p>・合同会議の設置候補施設として、山梨県側の現地として「富士吉田合同庁舎」(上吉田1-2-5)とされている。</p> <p>・国は現地において噴火警戒レベル3の段階で「火山災害現地連絡調室」を立ち上げ、レベルの引き上げとともに警戒本部、対策本部に移行される。</p> <p>・県は噴火警戒レベル1(情報収集)の段階で事前配備態勢をとり、レベル3で災害警戒本部、レベル4以降で災害対策本部に移行される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、ホームページ、広報車、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどによる広報</li> <li>・要支援者には電話、FAX、民生委員の訪問等での伝達</li> <li>・要支援者のための福祉避難所への情報伝達</li> <li>・村民問合せ窓口の設置</li> <li>・報道機関への情報伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会単位で自家用車避難となり、原則として1世帯1台(避難要援護者、車両不所有者は自治体で用意した車両で避難する)</li> <li>・避難所運営は、本村及び自主防災会等で原則行う。初期段階の開設等は甲州市の支援を要請する。</li> <li>・避難所開設期間は7日間を基本として、火山活動の状況に応じて柔軟に対応を願う。</li> <li>・受入避難所の運営にかかる費用は本村が行う。甲州市が立替払いした費用は両者協議を行い、支払いを行う。</li> </ul>

## 避難に関する行動基準表(住民等)

噴火警戒レベル	自主防災会 消防団	住民				避難行動 要支援者	観光客
		融雪型火山泥 流 到達予想地域	2次エリア 火砕流・噴石 溶岩流 (3時間以内)	3次エリア 溶岩流 (3～24時間)	4次エリア 溶岩流 (1～7日間)		
レベル1 (情報収集 体制)	避難予定者、避難行動要支援者の把握 避難誘導、安否確認、情報体制等の確認 消防車による広報活動	(自主避難準備)	(自主避難準備)	(自主避難準備)	(自主避難準備)	・情報を確認し、早めの避難体制を確認する。 自主避難する場所は早めの避難を検討する。	・山小屋等から登山者・観光客への火山活動情報提供
レベル3 (入山規制)	・避難誘導班、安否確認体制等の設置 ・要支援者に対する避難の呼びかけ、準備確認 ・職員と協力して要支援者の誘導	避難行動要支援者避難準備	避難行動要支援者避難準備			融雪型火山泥流到達予想エリア、2次エリア避難準備	・観光施設等における観光客への観光自粛の周知を行う。 ・観光機関、宿泊団体、マスコミ等を通じ、観光自粛の呼びかけをする。
レベル4 (避難準備)	・要支援者に対する避難の呼びかけ、準備確認 ・職員と協力して要支援者及び住民の誘導	・避難行動要支援者 避難 ・住民 避難準備	・避難行動要支援者 避難 ・住民 避難準備	・避難行動要支援者 避難準備		・融雪型火山泥流到達予想エリア、2次エリア避難  ・3次エリア 避難準備	・警察等関係機関による道路警戒避難路の確保 ・観光規制の実施 ・観光客の帰宅要請 ・避難勧告、指示発令の検討
レベル5 (避難)	・地域への避難の呼びかけ ・安否の確認及び安否情報の報告	・避難	・避難	・避難行動要支援者 避難 ・住民 避難準備	・避難行動要支援者 避難準備	3次エリア;避難 4次エリア;避難準備	・観光客の帰宅要請 ・避難勧告、指示発令の検討
噴火直後	・避難未実施者の報告、捜索、呼びかけ ・避難所の運営協議及び運営	噴火状況により、甲州市へ避難	噴火状況により、甲州市へ避難	・避難	・避難行動要支援者 避難 ・住民 避難準備	4次エリア;避難	
噴火後		噴火状況により、甲州市へ避難	噴火状況により、甲州市へ避難	噴火状況により、甲州市へ避難	噴火状況により、甲州市へ避難	噴火状況により、甲州市へ避難	
共通事項・解説等	<p>○住民の避難時の心得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民は「自助」「共助」の精神で、自己の責任において行動することを念頭にしなければならない。</li> <li>・住民は「広域避難マップ」などで避難経路、避難場所を予め把握しておき、災害発生時に円滑に行動ができるよう務めなければならない。</li> <li>・親戚、知人等への事前避難者については、組長等に連絡しておくこと。</li> <li>・避難行動については、できるだけ班、組単位で行うようにする。</li> <li>・あわてずに落ち着いて、不確実な情報に惑わされず、避難誘導の役員等の統制により行動する。</li> <li>・戸締り(避難完了の白タオルを玄関に掲示)、水道、ガスの元栓、ブレーカーを締める。</li> <li>・貴重品以外で持ち出す生活必需品は最小限にする。また持病の治療薬等必要な医薬品は避難の長期化も考慮し十分な量を携行しておくこと。</li> <li>・避難時の服装は動きやすく気候に考慮したものに、降灰等がある場合はヘルメット、マスクなども携行する。</li> <li>・原則として避難先は避難エリア外の平野地区避難施設とする。今後は宿泊施設等と協定を進め避難所を確保する。</li> <li>・避難エリア外については溶岩流等による被害想定は無いが、降灰による堆積深が30cm未満と想定される場合は、最寄りの建物や自宅等への屋内退避とする。降灰堆積深が30cm以上になると想定される場合は、広域避難を検討する。</li> <li>・噴火発生時の一時避難地は交流プラザきらら臨時駐車場とする。状況を見て広域避難が必要と判断した場合は、甲州市の塩山体育館を一時集結地とする。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般住民より、1段階早い避難行動となる。</li> <li>・避難行動要支援者には一般住宅に住む者については、家族、親戚、民生委員が、社会福祉施設等の入所者・入院患者については施設担当者が避難誘導を行なう。</li> <li>・降灰についての避難は、一般住民同様とし、移動についてはバスを利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用車及びツアー以外の車両については、県に依頼し避難輸送車両を確保する。</li> <li>・降灰等により交通機関が混乱した場合、観光客用の一時避難所も確保するように努める。</li> </ul>



## 第4章 今後の検討事項

### 1. 本計画の全般にかかる各種対策の具体化

本計画にかかる代替の防災本部の設置、各種機関に対する情報体制の構築などの防災体制、避難行動要支援者等を輸送する輸送手段の確保、降灰にかかる除灰手段の確立、住民による避難所運営のマニュアル化、観光客・登山者の避難、学校・企業等の避難など、今後、継続的に検証を進めながら作成をしていくものとする。

### 2. 中・小規模噴火に対する避難

大規模噴火で複数のラインに溶岩流が及ぶ場合など広範囲に被害が及ぶような場合に、富士北麓地域を離れ広域避難を行なうのであるが、中・小規模の噴火については、近隣の自治体、若しくは村内の避難となることも想定し、富士山火山防災協議会（本村のほか山梨側富士山周辺6市町村）と協議をしていく中で、計画を作成していくものとする。

### 3. 広域避難時に発生が予想される渋滞への対応

当村では、甲州市へ広域避難をする際、国道413号線や1市2村道を利用した避難ルートを想定しているが、忍野村や富士吉田市、西桂町と避難ルートが重なるため渋滞の発生が予想される。この問題については今後、富士北麓地域の市町村や県を含め広域的な協議を進め、対応するものとする。

### 4. 富士山火山防災対策協議会における「今後の検討事項」に準ずる対応

富士山火山防災対策協議会の「富士山火山広域避難計画」第4編に示されている「富士山ハザードマップの見直し」「堅牢な建物の基準及び指定方法」「広域避難路等の堆積物の除去」「突発的な噴火に対する観光客・登山者の安全対策」「大規模な火山現象が複合的に発生した場合を想定した避難計画」「連続災害(巨大地震後の火山噴火など)を想定した避難計画」について、検討が進められ、一定の成果があった場合には、これを反映し本計画の内容も準じて対応するものとする。

### 5. その他検討に関する事項

活動火山対策特別措置法などの法改正や気象庁の火山情報の内容の改正のほか、火山学の新しい知見の発表があった場合、その都度対応をしていくものとする。